

# 新型コロナウイルス感染症の影響により 事業収入が減少した 中小企業者・小規模事業者の皆様へ

令和3年度 固定資産税・都市計画税の**軽減措置**

申告期限は令和3年2月1日(月)です

※申告期限を過ぎた場合、軽減措置を受けることができなくなります

## 対象となる方

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

※ただし、大企業の子会社等は対象外となります（詳細は中小企業庁ホームページをご確認ください）。

## 対象となる資産

### 軽減措置の対象となる方が所有する 事業用家屋及び償却資産

※土地や居住用家屋は対象外です。  
※事業用と居住用が一体となっている家屋については事業用部分のみ対象です。

## 軽減率

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の合計事業収入の対前年同期比減少率によって軽減率が異なります。

50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

## 申告の流れ（詳しくは裏面をご確認ください）

※特例申告書は市ホームページからダウンロードできます

①認定経営革新等支援機関等(※)に確認を依頼する

②確認を受ける  
(特例申告書を受け取る)

③特例申告書等を持って市に申告する



(※)税理士・会計士・商工会議所・商工会・青色申告会等。事業収入割合や特例対象資産、誓約事項などの確認が必要です。

お問い合わせ

小田原市総務部資産税課

事業用家屋について TEL：0465-33-1371

償却資産について TEL：0465-33-1361

申告方法については  
裏面をご覧ください

# 小田原市への申告方法

## 提出書類

### ①特例申告書

- ・市ホームページからダウンロード・印刷することができます。
- ・本申告書に「認定経営革新等支援機関等<sup>(※)</sup>確認欄」がありますので、事前に当該機関等の確認を受けてください。
- (※) 認定経営革新等支援機関等は、税理士・会計士・商工会議所・商工会・青色申告会等が該当します。詳細や対象機関の一覧については、中小企業庁ホームページをご確認ください。

### ②特例対象資産一覧

- ・事業用家屋を所有している場合は、課税明細書の写しまたは名寄帳に、特例対象資産及び事業用割合を明記して添付してください。①の別紙「特例対象資産一覧」をご記入いただき、添付することで課税明細書の写し等に代えることも可能です。また、青色申告決算書や見取り図など、事業用割合が分かる書類の写しも添付してください。
- ・償却資産を所有している場合は、令和3年度償却資産申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。

### ③収入が減少したことを証する書類（写）

会計帳簿や青色申告決算書など、認定経営革新等支援機関等の確認を受ける際に使用した書類の写しを添付してください。

### ④その他

収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類を添付してください。

## 提出窓口及び申告期限

### 小田原市役所資産税課（2階11番窓口）

償却資産申告書と併せて、eLTAxによる電子申告も可能です。申告書を郵送される場合は、こちらまでお送りください。

#### 【送付先】

〒250-8555

神奈川県小田原市荻窪300番地 小田原市役所資産税課 宛



**申告期限：令和3年2月1日（月）消印有効**

※申告期限を過ぎた場合、軽減措置を受けることができなくなります。

詳しくは市ホームページ または、中小企業庁ホームページをご覧ください。

小田原市 固定資産税 軽減

検索

中小企業庁 固定資産税 軽減

検索

お問い合わせ

小田原市総務部資産税課

事業用家屋について  
償却資産について

TEL：0465-33-1371

TEL：0465-33-1361